

【共生交流プラザ「カラット」】

(単位：円)

区分	1時間(時間単価)	全日(1日最大)
活動室	300	3,000
研修室	450	4,500
調理室	600	6,000
パフォーマンススタジオ	450	4,500
サウンドスタジオ	400	4,000
多目的室	450	4,500
体育館(全面)	1,000	10,000
体育館(半面)	500	5,000

備考

- 1 商業、宣伝、営業等が目的の催物で施設を利用するときは、この表に定める使用料の3倍の額とする。
- 2 受講料、参加料若しくはこれに類するものを徴収し、1人あたりの徴収額が1,000円以上のときは、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 市外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 共用部分を占有する場合は、各部分1時間につき1,000円とする。
- 5 駐車場の使用料は、施設の利用を目的とする自動車等の駐車以外に使用する場合に、1時間につき200円を上限に徴収する。

【老人福祉センター及び陶芸会館】

料金は利用団体ごとに支払うものとする。単価は1時間当たりとする。

部屋	9:00~17:00		17:00~21:00
	高齢者団体以外	高齢者団体	
集会室	400円	無料	400円
相談室	200円		200円
娯楽室+和室	500円		500円
らくらす室	200円		200円
きずな室	200円		200円
陶芸会館	700円		700円

備考：高齢者団体とは「老人福祉センター等を使用しようとする市内在住の60歳以上の高齢者の団体」とする。

【都市公園（67公園施設）】

区分	単位	使用料
公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合	1年につき	適正な土地評価額の100分の5
公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合	1年につき	適正な建物評価額の100分の8及び土地使用料
都市公園を占用する場合	道路法（昭和27年法律180号）第32条第1項第1号及び第2号に掲げる工作物又は物件を設ける場合	豊明市道路占用料条例（昭和61年豊明市条例第1号）第2条に規定する道路占用料に定める額
都市公園において第5条第1項各号に掲げる行為をする場合	1m ² 当たり1日につき	適正な土地評価額の100分の5の365分の1
落合公園 テニスコート	2時間につき	440円
	3時間につき	660円
西川公園 テニスコート	2時間につき	440円
	3時間につき	660円

備考

- 1 使用料を算定する場合に1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 適正な土地評価額は、[地方税法（昭和25年法律第226号）](#)に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。
- 3 有料公園施設は全面利用とする。
- 4 有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料は、2倍の額とする。

【勅使墓園】

区分	墓所区画面積	永代使用料
本市に住所を有する者	2平方メートル	345,000円
	3平方メートル	497,000円
	4平方メートル	661,000円
上記以外の者	2平方メートル	414,000円
	3平方メートル	596,000円
	4平方メートル	793,000円

備考

本市に住所を有する者とは、使用の許可を受けようとする日において、本市に6月以上住所を有する者とする

【福祉体育館及び体育（スポーツ）施設等】

(1) 福祉体育館

アリーナ等使用料

ア 専用利用

(単位 円)

利用区分			1時間(時間単価)
アリーナ	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	全部 2,250
			2分の1 1,120
			4分の1 560
	入場料の類を徴収する場合	営利を目的としない場合	9,020
		営利を目的とする場合	22,560
		アマチュアスポーツに利用する場合	4,510
	柔道場	営利を目的としない場合	18,040
		営利を目的とする場合	45,120
柔道場			670
剣道場			700
会議室			660

イ 個人利用

(単位 円)

時間区分		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00
利用区分				
卓球場	中学生以下	80	80	80
	その他	160	160	160
トレーニングルーム	1回			160
	1か月			1,200

備考

- 1 冷暖房利用の場合は、アリーナのみ1時間4,950円を加算徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍(アリーナ冷暖房費を含む。)とする。

(2) 体育（スポーツ）施設等

(1) グラウンド使用料

(単位 円)

区分	1時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
勅使グラウンド	全面	1,600	11,320 5,660
	野球 ソフトボール 1面	800	5,660 2,830
	サッカー	1,600	6,160 3,080
山田グラウンド	全面	800	

(2) 勅使テニスコート使用料

ア 個人利用(1面)

(単位 円)

区分	2時間につき	夜間照明施設使用料	
		1時間につき	1時間を超える30分ごとに
1~4コート	810	860	430
A~Dコート	700		

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
1~4コート	4,890	6,520	5,710	17,120
A~Dコート	4,240	5,660		

公共施設使用料一覧

(3) 勅使ターゲット・バードゴルフ場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00
ターゲット・バードゴルフ場	200	200	240

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
ターゲット・バードゴルフ場	3,260	3,260	3,840	10,360

(4) 勅使弓道場使用料

ア 個人利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
中学生以下	120	120	120	360
その他	240	240	240	720

イ 専用利用

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
弓道場	1,830	2,440	2,130	6,400

備考

1 専用利用の夜間照明施設使用料は、個人利用の場合と同じとする。

2 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする

【勅使会館】

(単位：円)

利用区分	1 時間(時間単価)		
勅使会館	和室	A	370
		B	150

備考 市外の者が利用する場合の使用料は、2倍とする。

【学校開放事業（体育館の市民開放）】

(1) 屋外体育施設

(単位 円)

開放施設	使用料	
	2 時間(基本)	2 時間を超える 30 分増 すこと
豊明中学校グラウンド	6,140	1,530

(2) 屋内運動場等の体育施設

(単位 円)

開放施設	単位	使用料(2 時間)
中学校体育館	全面	800
	半面	400
中学校武道場	全面	400
小学校体育館	全面	500
	半面	250

備考

小学校体育館の冷暖房利用の場合は、2時間当たり 1,000 円(施設の半面を利用する場合は 500 円)を加算する。